



健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

高齢者肺炎球菌予防接種の接種期限について

今年度の高齢者肺炎球菌予防接種の接種期限が近づいてきました。

接種期間は令和2年3月31日までです。接種期間を過ぎると公費負担がないので下記の自己負担額では受けられません。下記対象者のうち1月・2月・3月生まれの方は特にご注意ください。ご不明な点がある方は、担当までお問合せください。

期 間	通 年 (令和2年3月31日まで)	
対 象 者 (町内在住)	今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 ※過去に接種した方は対象になりません(全額自己負担した場合も含む)。	
自己負担	2,500円 (生活保護世帯・中国残留邦人等は無料)	
受 け 方	①健康福祉課の窓口で接種に必要な書類を受け取る ③予約日に問診・接種を受ける	②指定医療機関に予約 ④自己負担金を支払う

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134・135

おむつに係る費用の医療費控除

平成31年1月～令和元年12月に介護保険の認定を受けて、おむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて町が発行する「おむつ使用証明書」でも医療費控除の対象と認められます。

次の条件を満たすことが必要です。

- ・介護保険の要介護認定を受けていること
- ・介護保険の要介護認定のために医師が作成した主治医意見書の記入日が、平成31年1月～令和元年12月(要介護認定の有効期限が13か月以上の方は平成30年、平成29年)であり、寝たきり状態にあること、及び尿失禁発生の可能性が確認できること
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること(初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。)

※確定申告等には、おむつ代の領収書も必要になります。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

更 生 相 談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

手足・体の障害の相談

・2月25日(火) 秩父福祉事務所

予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当
☎66・3111
内線124

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳を持っていない方でも、次の条件を満たしていれば障害者控除が受けられ、本人、または扶養者の税金が減額になる場合があります。

- ・身体障害者手帳等を持っていない65歳以上の要支援2、または要介護1～5の介護保険の認定を令和元年12月31日現在で受けていること
- ・介護保険の要介護認定のために医師が作成した主治医意見書及び訪問調査結果で、日常生活自立度が低いこと

※日常生活自立度は、必ずしも介護度の重さとは一致しませんので、介護度が重度の方が対象者として認定される訳ではありません。

該当すると思われる方は、健康福祉課に「介護保険被保険者証」を持参し、本人、または代理人が申請してください。申請に基づき確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書は、申告時に提示してください。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は、今までどおり控除対象になります。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133